

## 日本社会事業大学専門職大学院修習生規程

平成21年 4月 1日  
平成21年規程第5号

### (目的)

第1条 この規程は、日本社会事業大学大学院学則第34条の2に基づき、専門職大学院修習生（以下単に「修習生」という）について必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 修習生は、本学の専門職大学院を修了した後において、専門職大学院の授業科目を受講するため、第5条の許可を受けた者をいう。

### (手続)

第3条 修習生となることを希望する者は、修習生願書を指定の期日までに提出しなければならない。

### (選考)

第4条 修習生の選考は、前条の修習生願書に基づき、専門職大学院研究科委員会において行う。

### (許可)

第5条 修習生としての受講の許可は、学長が行う。

2 修習生としての受講の許可を受けようとする者は、受講料50,000円を指定の期日までに納入しなければならない。

3 認定社会福祉士研修の受講を希望する者は、前項の受講料のほか認定社会福祉士研修登録料10,000円を指定の期日までに納入しなければならない。

4 既納の受講料等は、理由の如何にかかわらず返還しない。

### (科目聴講)

第6条 修習生は、専門職大学院研究科委員会の許可を得た授業科目を年間10単位を上限として聴講することができる。

### (受入期間)

第7条 修習生の受け入れ期間は1年以内とし、許可の更新は1回までとする。

### (その他)

第8条 修習生には、この規程に定めるもののほか、大学院学則を準用する。

2 認定社会福祉士認証・認定機構が定める大学院（教育基幹）ルートの適用を受けることができる認証科目単位は、専門職大学院修了後2年以内に修習生となり修得した単位に限る。

### 附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この改正規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 3 この改正規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 4 この改正規定は、令和3年4月1日から施行する。
- 5 この改正規定は、令和4年4月1日から施行する。